

時価評価除外法人が新たな事業を開始した場合の控除未済
欠損金額の特例に関する明細書

時価評価除外法人が新たな事業を開始した場合の控除未済欠損金額の特例に関する明細書										事業年度	・ ・	法人名	
控 除 未 済 欠 損 金 額 の 特 例 計 算													
事業年度	欠損金の区分	調整前控除未済欠損金額 (別表七(二)「8」又は「11」)	調整後の控除未済欠損金額の計算					(2)、(3)又は(4)					
			時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額以上である場合 (1)	時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあつては(1)と((6)-(7))のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(1)の金額)	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては(1)と((8)-(10))のうち少ない金額)								
			1	2	3	4	5						
・ 													

別表七(二)付表四
令七・四・一以後終了事業年度分